

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
3月25日
(火曜日)

目次

告示	八
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	一
水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示の一部改正(環境政策課)	一
経営事項審査の申請時期及び方法等に関する告示の一部改正(監理課)	二
都市公園の区域の変更(都市計画課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	二
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	三
県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定(農村整備課)	四
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	四
県営周防大島地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	五
種畜証明書の交付(畜産振興課)	五
契約の締結(道路建設課)	五
人委公告	六
平成二十年度山口県警察官(男性)採用(A)試験の実施	六
雑報	八
争議行為の通知	八

山口県告示第三百三十六号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 計画の変更の内容

(一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、都市地域及び森林地域の一部を変更した。
変更に係る市町の区域

下関市、宇部市、山口市、防府市、岩国市、光市、美祢市、周南市及び山陽小野田市の区域

(二) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

二 縦覧の場所

山口県地域振興部地域政策課及び関係市役所

山口県告示第三百三十七号

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十九年山口県告示第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

別表中

火薬類製造業
農薬製造業

を			に			を		
イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	写真感光材料製造業	イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	写真感光材料製造業	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	合成香料製造業	農薬製造業
二五	二五	二五	二五	二五	二五	三〇	五五	五五
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
に改める。								

山口県告示第百三十八号

経営事項審査の申請時期及び方法等に関する告示（平成七年山口県告示第百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

二の(四)中4を削り、5を4とし、6を5とする。

山口県告示第百三十九号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成二十年三月三十一日から施行する。

その関係図書は、平成二十年三月二十五日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 都市公園の名称

山口県立江汐公園

二 都市公園の位置

山陽小野田市

三 変更に係る区域

山陽小野田市大字高畑字鎌田、字堤縁八十歩田、字中八十歩田、字西百歩田、字北八十歩田、字瀬戸ヶ谷、字惣四郎、字滝本、字井立田、字藤治郎、字桃ノ木、字三十歩田、字鳥落、字岩ヶ迫、字名多切、字東鳥落、字芋畑、字堤頭樟々、字葛根、字南山根、字請川、字藁草、字瀬戸、字四十歩田、字下名切、字樽々、字六斗田、字下六斗田、字八十歩田、字屋敷ヶ原及び字西高橋の各一部並びに同市大字千崎字江ノ汐、字北ヶ迫及び字江汐一の各一部

山口県告示第百四十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十九年山口県告示第百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

関地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
萩市	下田	井ノ尻	九九九の九	一号
"	"	森明	四四四の一	二号
"	"	関	四四六の二	三号
"	"	"	一〇二一の二	四号
"	"	"	一〇二一の二	五号
"	"	"	一〇三二	六号
"	"	"	一〇三二	七号
"	"	"	一〇二六の四	八号
"	"	井ノ尻	九九九	九号



(一一八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年四月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 障害者自立就労支援メッセージ花くじら

代表者の氏名 石田 眞

主たる事務所の所在地 下関市横野町四丁目二番一四―二〇五号

三 定款に記載された目的

障害者に対して、障害者自立支援法に基づき、社会参加、就労及び自立生活の支援に関する事業を行うことにより、障害者が地域社会で共生することを可能とし、もって地域に貢献することのできる人材の育成に寄与すること。

(一一九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年四月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 田中絹代メモリアル協会

代表者の氏名 藤城 洋一

主たる事務所の所在地 下関市彦島江の浦町六丁目一番一―二号

三 定款に記載された目的

下関市民のみならず広く全国及び海外に住んでいる人々に対して、下関出身であり、かつ、日本の映画界を代表する女優である田中絹代の業績を顕彰し、その顕彰施設の活用を図るとともに、下関地域に関わりの深い文化的先人の業績の顕彰にも協力する事業を行うことにより、芸術文化の香り高い街づくりに寄与すること。

(一二〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年三月二十五日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパードラッグコスモス下関大和店
所在地 下関市大和町二丁目一四の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年十一月十三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五二四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
五五台
- (二) 駐車場の収容台数
一六台
- (三) 荷さばき施設の面積
六〇平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
七立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名又は名称 株式会社コスモス薬品
開店時刻 午前一〇時
閉店時刻 午後一〇時

- (一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
- (二) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所
- (三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後十二時まで
- 八 届出年月日
平成二十年三月十二日

(二二) 県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業に係る不換地の指定
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営上り熊地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めず土地として指定しました。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

土地の所在地	防府市大字台道字南土井三八〇〇の三	地目	田	面積(平方メートル)	八〇九
--------	-------------------	----	---	------------	-----

(二三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の名称
県営響地区畑地帯総合整備事業
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
平成十九年十月十二日

一 事業の名称

県営響地区畑地帯総合整備事業

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事完了の時期

平成十六年一月十四日

一 事業の名称

県営響地区畑地帯総合整備事業

二 事業の種類

暗きよ排水

三 工事完了の時期

平成十九年四月十二日

一 事業の名称

県営響地区畑地帯総合整備事業

二 事業の種類

土層の改良

三 工事完了の時期

平成十九年三月十五日

(二二三) 県営周防大島地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営周防大島地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営周防大島地区中山間地域総合整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年三月二十六日から同年四月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二四) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一九山口県高北浦臨(〇六)子山黒二〇一九六二黒毛和種一〇、一六	山口県	山口県	山口県	平成一八、一六	山口県	一級	美祿市伊佐町河原山口県農林総合技術センター

(二二五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部道路建設課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

一般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十年一月二十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

一般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事清水建設・シマダ・大畑建設特定建設工事共同企業体 広島市中区上八丁堀八番二号

六 落札金額

二十一億四千四百六万二千五百八十円

七 入札公告日

平成十九年十月二十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格



公 告

平成二十年度山口県警察官(男性)採用(A)試験の実施

平成二十年度山口県警察官(男性)採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成二十年三月二十五日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

八十五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十一年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保護人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準

禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十年五月十一日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時三十分まで

3 場所

山口市吉田一六七番地の一

山口大学共通教育本館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

2 日時及び場所 職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
平成二十年五月下旬から同年六月上旬までの間に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十年五月二十二日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十年七月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知しま

す。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十一年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万八千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十年三月二十五日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十年三月二十五日(火曜日)から同年四月十八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十年四月十八日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十年三月二十五日(火曜日)午前九時から同年四月十一日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇内線二六二二)に問い合わせてください。



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十年三月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 一時金の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十年三月二十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する

全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十年三月二十五日印刷
平成二十年三月二十五日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)